

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 青少年に有益な映画として推奨する件 六
- 青少年に有害な図書類として指定する件 六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件四件 六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件 六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 六
- 落札者を決定した件 六

## 告 示

### 福島県告示第九十二号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名 称	製作者又は配給者	備 考
二五七	今日も嫌がらせ弁当	製作 2019「今日も嫌がらせ弁当」製作委員会 製作プロダクション 日活、	推奨対象 小学生（高学年）、中学生、高校生、

ジャンゴフィルム  
配給 ショウゲート

青年及び一般

（こども・青少年政策課）

### 福島県告示第九十三号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六六〇三	コミック	スクラミステリーデラックス6月号 （雑誌0419316）	メディアアックス	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

（こども・青少年政策課）

### 福島県告示第九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年六月二十一日から同年十月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルト平白土店 福島県いわき市平字作町三丁目一番地八ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
(変更前) 株式会社マルト丸光  
(変更後) 株式会社マルト
- 2 大規模小売店舗の所在地  
(変更前) 福島県いわき市平北白土字作町三丁目一番地八  
(変更後) 福島県いわき市平字作町三丁目一番地八ほか
- 三 変更した年月日
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 平成三十一年四月一日
- 2 大規模小売店舗の所在地 令和元年六月十日
- 四 届出年月日
- 令和元年六月十一日
- 五 届出をした者  
株式会社マルト

(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十五号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年六月二十一日から同年十月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC高坂店 福島県いわき市内郷高坂町八反田一番地一八ほか
  - 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
  - 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
  - 四 届出年月日  
令和元年六月十一日
  - 五 届出をした者  
株式会社マルト
- (「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年六月二十一日から同年十月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC湯長谷 福島県いわき市常磐下湯長谷町道下四番地一ほか
- 二 変更した事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
- 2 大規模小売店舗の所在地  
(変更前) 福島県いわき市常磐下湯長谷町道下二番地一ほか  
(変更後) 福島県いわき市常磐下湯長谷町道下四番地一ほか
- 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日  
令和元年六月十一日
- 五 届出をした者  
株式会社マルト

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第九十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年六月二十一日から同年十月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野一丁目三五番地一
- 二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社マルト丸光

(変更後) 株式会社マルト

変更した年月日

平成三十一年四月一日

届出年月日

令和元年六月十一日

届出をした者

いわきニュータウンショッピングセンター協同組合

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年六月二十五日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ハンドラッグ島谷野店 福島県福島市島谷野字芝切一五番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

(一) 騒音の発生に係る事項

(一) 営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されますので、荷捌きや車両のドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業がある場合には事前に周辺住民への説明を行い、理解を得るようにしてください。

(二) 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が騒音とならないよう、注意喚起に努めてください。

(三) 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種を選定等に当たっては、周辺住民の生活環境を損ねないよう十分留意してください。

(四) 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を隣接する住居から離すようご配慮ください。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鮫川堰

土地改良区から令和元年六月四日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年六月十二日認可した。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市関柴町下柴字家ノ前二九三〇、二九三九から二九四二まで、二九四四、二九六一から二九六四まで、二九六七から二九六九まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

佐藤次男 佐藤泰治 山内爲太郎 木ノ戸善吉

## 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

## 福島県告示第百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

## 一 所在の不明な者の氏名

小島留八 角田与一 飯塚清美 鈴木寅記 鈴木英一 鈴木キクヨ 鈴木政五郎  
小島菊次

## 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

## 公 告

## 公告第51号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年6月21日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
胃胸部併用デジタル検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
- 5 落札金額  
74,635,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成31年4月5日

(入札用度課)